

時評

# 駅遍情報

第36号

ところがその翌日、大きな包みが送られてきた。発送先を確かめるまでもなく、これは昨日のアンワの手からであると直感した。相当分厚い数万円札であるうと思われる代物である。

しかし、これを受取拒絶する程もなく元配の配達員は帰ってしまった。

年末も押し迫って、そろそろ今年の業務整理も終らうとするころ、一本のアンワが届いてきた。

「あなたが書いた、駅遍制の論理、お読みさせていただいた、秀作に感心した。」

と、いう。私は、とうとうそのような恩寵をうつ、とこへ出したのが悪い由せないまま、奮められて悪い気はせず、快く応待した。

相手は、長々としゃべったのも、

「実は、日本の有名人の書いた、二十一世紀の云々、という著書を発表したので買ってくれ。」

というのである。何のことはない、本書は著者の名前込みである。

私はこれに対し、

「私は、加藤と共に、日本讀書院に不自由しているので失礼する。」

というと相手は、私の断る意志が堅いと見たのか、

「無論にとはいわぬ。」

といつてアンワを切った。

このようなくち込みはよくある手口なので、これまで相手は読めたものと想い、私は、忘れる」ともなく忘れて

## 目次

- |                              |              |   |
|------------------------------|--------------|---|
| 一、時評                         | 災難は向こうからやへくる | 1 |
| 二、旅は道路状況を知ることあるはむじゆゆう (1)(2) |              |   |
| 三、明治初期における                   |              |   |
| 四、資料寄贈お礼                     | 駅遍所の運営実態 (八) | 5 |

旅は道路状況を知る  
ことからはじまる (五)

以上、西回に亘って江戸時代から明治初期にかけての旅事情を書いてきた。

最初は、なるべく庶民の旅を中心に書こうと思つたが、書くほどに難しい内容になってしまった。

前回では、開拓使が定めた北海道内主要道路の駅間距離とその賃料が中心になつたが、以下、解説をもつて完結する。

○ 解説

この文書は、開拓使本府管内のうちのオホーツク海沿岸の北海岸道を除いた各街道について、駅間距離等を実測し結果に基づいて駅立賃料を算定して公示したものである。

右一覧表は、各街道の駅場、駅間距離、人馬駆立賃料、馬路開通状況とその距離、並びにその割増賃料等を算定記述したものである。

以下、街道の特徴等を記述すると、次のとおりである。

一 札幌から樺太極頭まで (西海岸道経由)

1 この区間は、開拓使本府所在の札幌から内海岸道を北上し宗谷まで、さらに宗谷から渡海、樺太への経路及び駅間距離、同駅立賃料等を示している。

2 同じ、その車足賃料であるが、人足賃は一里四錢、馬一疋一里六錢の定額である。

またこの表では、厚田・浜益間の渡島山道五里半は難道として人馬とも定期の五割五分増と、また、浜益・増毛間九里のうち増毛山道七里は五割増の難道割増を加えるとしている。

二

1 前記「一」の西海岸道を北上するコースとは逆に南下するものである。この区間の駅場は五か所で、至つて少ないが人口は他の街道筋に比較して多く開拓使本府管内でも大きい集落が多い。

2 この区間は短距離のわりに難道が多い。余市・古平間の山道三里半は四割増、余市・岩内間の山道九里は三割増、岩内・古字間の難道一里半は三割増となつてゐる。

年代別人馬賃料等の推移(一)

年 代	人足一人一里		馬一疋一里	
	貢日	賃料(文)	貢日	賃料(文)
天明八 年以前	五 月	約一八	本馬	約三五
年以前	五 月	約一八	輕馬	約二二二
年以前	人足	約一九	和人地	一円
本馬	約三七			
輕馬	約二五			

3 樺太への渡海は、南路一里三跳八疋で算定した賃料を加えとしている。また、渡海後の白主から樺太までの陸路は北海道の駅立賃料と同額としている。

4 本表では留萌・宗谷間四八里余の間の駅場が記載されているが、実際には当時、「若前・天寧・抜海」に駅場所が設けられていたのである。恐らく者略したのである。

札幌から古宇まで

5 札幌から古宇まで

この区間は短距離のわりに難道が多い。余市・古平間の山道三里半は四割増、余市・岩内間の山道九里は三割増、岩内・古字間の難道一里半は三割増となつてゐる。

年代別人馬賃料等の推移(一)

年 代	人足一人一里		馬一疋一里	
貢日	賃料(文)	貢日	賃料(文)	
天明八 年以前	五 月	約一八	本馬	約三五
年以前	五 月	約一八	輕馬	約二二二
年以前	人足	約一九	和人地	一円
本馬	約三七			
輕馬	約二五			

6 札幌から根室まで

余市・岩内間は内陸部の樺太筋通りとしている。これは南岸沿いを通行すると、西端最大の樺太筋といわれている船丹平島の神威岬があり、これを回避するためには樺太筋を開削したものである。

この区間は一四〇余里もある、開拓使本府管理の街道のうちでも一番長距離の区間である。理由は明らかでないが、この区間のうち「広尾・根室」間七三里余は途中の駅場を省略して一括して記載している。しかもこの区間は後記「五」項に再掲している。

2 駐道里程及び割増は、様似・根室間一里二五丁が定額五割地、また、根室・広尾間七里六丁が定額の五割地となっている。この区間はよく知られた駻道中の難道で、現在に至るもなお絕對安全とはいえない道路である。

3 広尾・根室間の下欄備考に「此分明細浦川根室へ開合せ申」とある。この記載理由がよくわからぬが、この区間を支拂した浦川と根室両支厅に対し駻道区図及び割増割合の指定区間を開合申ということであろう。

#### 四 札幌から室蘭まで

1 この区間は、この年七月完成するはずの札幌本道を通じるものである。この先是新室蘭渡海、森に上陸、南側へ向かうものである。

この区間は、特別の難道もなく、かつ完成したばかりの新道であるから快速な通行が出来るはずであり、前年一〇月開設した室蘭・札幌（経山小樽）間郵便路もこの本道を利用するものである。

2 新室蘭は現在の船橋寄りの室蘭地であり、旧室蘭とは伊達の方向、現在の市内鷹守町である。

3 本坂木尾の「千歳ヨリ秀私道」とあるのは、この先、根室街道に分岐するものである。

#### 五 広尾から根室まで

1 この項は、前記「二」のコースのうち広尾・根室

間の駅間八か駅の記載を省略しているので、本文ではこれを補足したものである。  
なお、本文「二」の最初に「広尾・大津迄」とあるのは「広尾・根室迄」の誤りである。

2 この区間八か駅間のうち、八里以上もある区間が五区間もある。しかも本文に記載されていないが途中に潮岬又は大川が數か所ありて駻道割増の規定はないものの通行極めて難波のコースである。

#### 注 根室町（崎守町）

から函館までの間

及び新室蘭からの

海陸路の里程等は

後述する。

同年六月一一月に

なつて、以上「一一五」に公示しなかつた函館支厅管轄街道

については次のとおり函館支厅管轄区域付  
り函館支厅から改め  
て告示された。

#### 第二十号

自函館支厅人馬皆載於村々受取方区域付  
此後別紙割合之通り請取此旨吏ニ照諭（ママ）候也

明治六年十一月

函館支厅  
自函館支厅正副司長ヘ  
三里八丁三拾間

#### 自函館支厅 中島村迄

此人足賃

金拾二錢九厘四毫

自函館支厅  
金拾九錢四厘二毫

自函館支厅  
金拾九錢四厘二毫

自函館支厅  
金拾九錢四厘二毫

自函館支厅  
金拾九錢四厘二毫



面下村此人足賃  
馬賃金九錢六毛  
金拾三錢五厘八毛

里六金二十四錢  
金三十六錢

面下村此人足賃  
馬賃金三拾一  
金拾一

里六金二十四錢  
金三十六錢

面下村此人足賃  
馬賃金二十八  
金三十六錢

面下村此人足賃  
馬賃金三十八  
金三十六錢

合人足賃金卷四六拾六錢七厘毫  
馬賃金式四五拾錢七厘毫  
別紙之連御承知有之度候也  
自六年十二月二日

有竹大主典

(回)

### ○解説

1 「六」項は、函館支庁管内（主に函和人地）の噴火  
南沿いを北上し、黒松内経由日本海に出で寿都に至る  
街道である。従つて、同支庁管内に属する函館から板  
前経由丸瀬、島牧の日本海沿岸を北上する内海岸道、  
函館から大野経由中山峰を経て江差に至る江差街道、  
さらば、函館から津軽海峡沿いに東海岸の噴火道を経  
たるに至り森で東海岸道に合流する幹は入っていない。  
2 本街道は、路幅も比較的平坦で度々改修も行われか  
つ、駅間距離も適当で、黒松内山道以外比較的通行し  
やすい道路状況にある。

そのころの函館支庁は、開拓使札幌本庁と対立して  
いて、独立した権限を行使し、支庁管内には独自の政  
策を施行していた。

3 開拓使本庁管内は、長距離でしかも路曲不直である  
のに驛立費は人足四錢、馬六錢に統一されているの  
に対し、函館支庁管内の長万部、黒松内間は人足賃一  
厘五錢五厘、馬賃七錢五厘と他の駅間驛立費に比較して  
高額である。本庁管内については、駆道は一般道の定  
額とは別にその難易度によつて三割から五割五分の割  
増が認められている。

また、函館支庁管内では、函館・西海岸道回り旁線の人の馬鹿は駅場を受持つ村々の正副戸長に任されているため定額の設定は区域に亘っていると付記されている。

(元) 駅通所の運営実態 (八)

(二) 長万部駅通所 (一)

長万部は、和人地と蝦夷地の境として設けられた山越内閣所の蝦夷地側に所在する。しかし、この地は日本海岸への分岐点に当つて、本来、和人地に属するのが適当であった地域である。

前述のとおり、旧来、松前藩の蝦夷地経営の政策として設けられていた駅所請負人制を元治元年に至りて引上げて和人地に準ずる村社として自治制を敷いた。

明治年代に入りて、北海道は開拓使下に属し、旧來の和人地の宿駅制は江戸時代のそれを踏襲して運営されたが、函館支庁管内に属する宿駅は明治十一、十二年抜本的に改正され、おおむね全道統一的な駅通制度が取り入れられた。長万部駅通についても以下記述のとおりその制度を取入れたものが各所に見られる。

三	四	五	六	七	八
職立費	人足	一人一里四錢六厘	馬	一疋一里五錢一厘	人足
明治五年(年額)	同六年	備考			
八〇円	三〇円				
船奉					
1 安永二年十二月金所設置受負人ニ駅務ヲ命ス 2 元治元年六月受負人ヲ廃シ金所ヲ村民ニ下付シ駅役一名ヲ置キ年給十五両ヲ給ス 3 明治五年駅場ト跡シ取扱人ヲ設ケ年金七十円ヲ給ス 4 同六年三月官給ヲ廢シ御子民官トス 5 同十二年十月人馬驥立所ヲ設ク					

○ 八 事業報告以外の資料に基づく記述と解説

1 駅路沿革誌等によると、事業報告に記述されているものと同様、「安永二年(一七七三)年十二月、金所ヲ設置受負人支配ト命フ」とある。

松前藩下、駅所請負制が敷かれた東北地域のうちで

的駅通制度が存続した。

も、函館、下関川と共に公式には最も早く請負制が敷かれた地域である。これは、歴史上公式に明るくなっているもののみであつて、實際には、もとと早く請負制が敷かれた地域があつたのではないかと認められる。

なお、「旅人の體立・宿泊」の裏面はおむね請負人に指定されると同時に請負条件の一つに加えられるのが定則であるから、同時に駅務も指定されたものと解していいであろう。

2 長万部では、前述の廻所請負制施行後九一年経過した元治元（一八六四）年六月、請負人であつた伊達林右門と橋原六右門の両名が解任され、長万部は和入地の村に準ずる村莊となつたが、それまで、場所の中心であつた会所は遂に返納された。

3 同年月二十八日、不要となつた会所の建物を熱代金で支払うことの条件で村民に下賣された。この建物は、村役人又は駅務の勤務場所として使用された。それと異に、駅通取扱経費は官費を以て支弁したが、この方法は明治六（一八七三）年三月十五日まで続いた。この経費は、開拓使支配に及んで移民費をもって支弁した。

4 前述の事務報告の「始革」の頃末尾に「明治十二年十一月人馬廳立所ヲ設タ」とあるのは、これまでの官による經營をやめて、地元民の中から廳立所經營を希望する者を募りて下候し、經營に移行したことを示しており、長万部に亘るこれを以て駅制は消滅した。

注 文章の内容中の数字については、「旅は道賄状況を知ることからはじまる」ビウビトは「10' - 100」をまた「明治初期における…」ビウビトは「十' 百」を使用した。

## ○ 資料寄贈お礼

一 信じて生きる 札幌市 山下 強輔氏  
（日本基督教団元浦河教会）

二 北海道文獻目錄 同 サアホロ堂  
書店様

三 国村正吉自傳

同 国村 正吉氏

四 100三種類

同 北海道開拓の村

五 北海道れきせん（昭和）

同 北海道歴史  
研究会

発行年月日	平成十六年一月二十五日
編 著	無 料
発 行 者	札幌市南区川沿西条五丁目

二〇〇一

史学研究会 主宰 宇川 健 譲
TEL 011-571-3602